

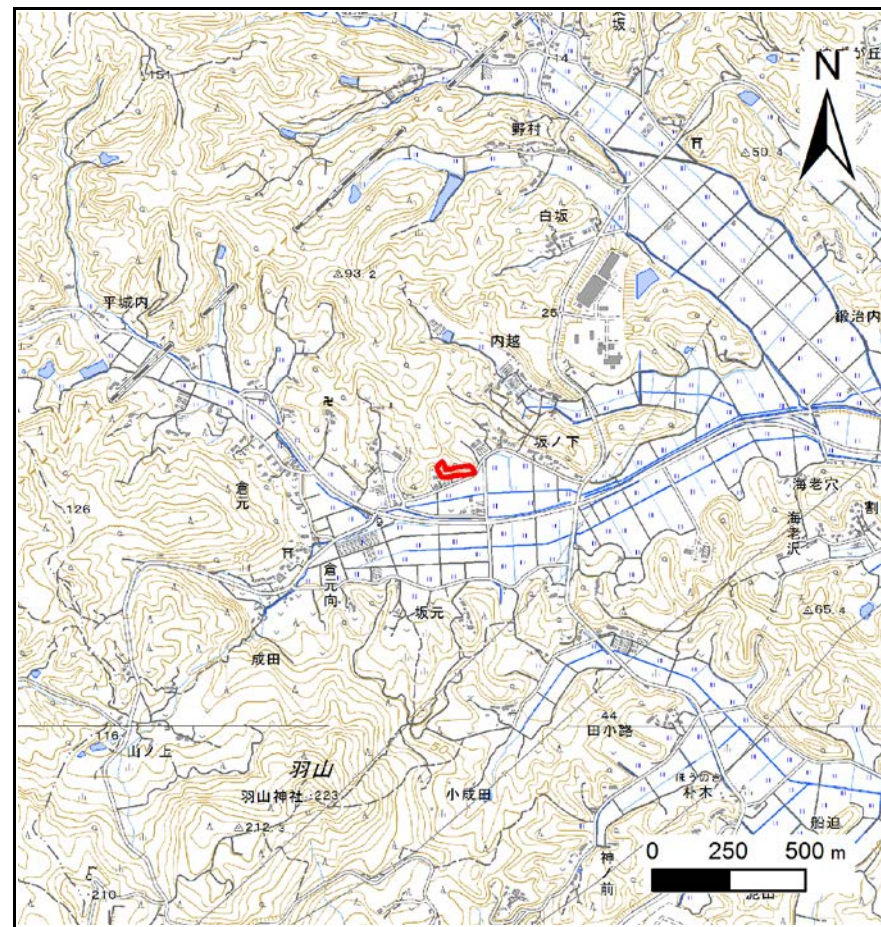
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第307号
告示年月日	平成30年3月23日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0274
箇所名	朴木坊
所在地	柴田郡柴田町成田字朴木坊
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1006号)」

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第307号
告示年月日	平成30年3月23日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0274	箇所名	朴木坊	所在地	柴田郡柴田町成田字朴木坊
---------	------	-----------	-----	-----	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
	それ以外の区域	

凡例		上端		横断測線
		下端		

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第307号
告示年月日	平成30年3月23日

## 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置		箇所番号		II-自-0274		箇所名		朴木坊		所在地		柴田郡柴田町成田字朴木坊					
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	66.89	1.00	-	-	9.14	1.81	~								
2 ~ 3	-	-	66.89	1.00	-	-	9.14	1.81	~								
3 ~ 4	-	-	66.89	1.00	-	-	9.40	1.86	~								
4 ~ 5	-	-	61.10	1.00	-	-	9.40	1.86	~								
5 ~ 6	-	-	59.50	1.00	-	-	9.75	1.93	~								
6 ~ 7	-	-	54.71	1.00	-	-	9.91	1.96	~								
7 ~ 8	-	-	63.14	1.00	-	-	9.91	1.96	~								
8 ~ 9	-	-	63.14	1.00	-	-	9.89	1.96	~								
9 ~ 10	-	-	63.14	1.00	-	-	9.89	1.96	~								
10 ~ 11	-	-	63.14	1.00	-	-	9.89	1.96	~								
11 ~ 12	-	-	62.74	1.00	-	-	10.20	2.02	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								